

●漁船損保公示第121号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

なお、指定漁船調書は令和7年7月29日から同年8月12日まで漁業協同組合において縦覧に供する。

令和7年7月29日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 発起人の住所及び氏名
高松市女木町1947番地 真田 清美
高松市女木町25番地1 橋本 恒彦
高松市女木町84番地 磯崎 克憲
- 2 加入区の名称
女木島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
東瀬戸漁業協同組合